

## 愛知県立みあい特別支援学校 高等部生徒心得

### 1 身だしなみについて

#### (1) 服装・髪型

ア 通学は本校規定の制服着用を基本とする。校外で活動する学校行事の場合でも制服着用を基本とし、その他の服装で通学する場合は、学校から依頼・連絡があったときだけとする。

イ ポロシャツは、ズボンやスカートの中に入れる。スカートは、膝が隠れるくらいの長さとする。ブレザーの下にカーディガンやベストを着る場合、裾から出ないように気をつける。

ウ 防寒着、靴、靴下、髪飾りなど身に着けるものについては、華美なものは控える。

・防寒着は、紺、黒、グレー、クリーム色などのできるだけ無地のものとする。ベンチコートの着用も可とするが、できる限り無地なものが望ましい。

・厚底靴は控える。靴下は、白、紺、黒、グレーなど無地なものが望ましい。ワンポイントは可とする。

エ 脱色、パーマ、剃り込みなどは控え、肩より長い場合は結ぶ。

#### (2) 通学かばん

入学説明会で提示したものを基準とし、華美なものは控える。

#### (3) 持ち物

学校に必要な物のみとする。現金の持ち込みやマネカ等(ICカード)への必要以上のチャージは控える。

### 2 登下校について

(1) 届け出た通学経路、届け出た公共交通機関(路線及び時刻)で通学する。変更する場合は、必ず担任に申し出る。

(2) 交通ルール、公共交通機関利用のマナーを守る。登下校中のトラブルが発生した場合は、必ず担任(学校)に連絡する。

(3) 自転車通学者はヘルメットを必ず着用する。

(4) 登下校中に大きな地震が起きた場合

ア 地震の揺れを感じたら

(ア) 倒れやすいものから離れてしゃがむ。

(イ) かばんなどで頭を守る。

・電車やバスに乗っているとき

座っているときは、手すりや座席にしっかりつかまる。

立っているときは、手すりなどにつかまるか、しゃがむ。

・自転車に乗っていたらすぐに降りる。

イ 地震の揺れがおさまったら

(ア) 公共交通機関利用者は、乗務員の指示、誘導に従う。

(イ) 徒歩や自転車を使用している場合は、家族で決めた避難場所に行く。

### 3 アルバイトについて

原則認めない

#### 4 自力通学生のスマートフォン等の使用について

- (1) 緊急連絡や居場所の確認など、安全確保の目的の場合は持ち込むことができる。担任、学年主任、指導安全部主任、高等部主事、教頭、校長で確認した上で、持ち込みを認める。
- (2) (1)で認められた者は担任に使用許可申請書を提出する(毎年更新する。機種変更、番号変更の場合も同様とする)。
- (3) 登校したら、電源を切り、担任若しくは関係職員に預ける。その際、間違い・破損防止の観点から小物入れ等にまとめて預ける。定期券や腕時計等の貴重品も同様とする。
- (4) スマートフォンの使用は、緊急時のみとする。また、電話番号やメールアドレス等の連絡先を他の人に知らせない。緊急時以外での使用が発覚した場合は、内容の確認をし、使用の許可を取り消す場合がある。

#### 5 その他

- (1) 外出時は、身分証明書を必ず携帯する。保護者と一緒でない場合は、行き先、同行者、帰宅時刻(夕方6時には帰宅する)を保護者に伝える。
- (2) 学校生活を送る上で、困ったことがあったら、必ず担任・学年職員に報告・連絡する。
- (3) 交遊は、高校生らしいつきあい方で、ルールやマナーを守って、責任ある行動をする。

以上のことを高等部生徒全員が遵守し、楽しく安全な学校生活を過ごすものとする。

##### <保護者の方へ>

・スマートフォン等の使い方については、お子さんと相談しながら決めてください。その際、以下の3点について注意してください。

- 1 法律と条令・ルールを守る。(例:フィルタリングの義務、利用規約の年齢 など)
- 2 ペアレントコントロールをする。(例:利用制限の設定、使う時間やアプリを決める など)
- 3 子どもの話を聞く姿勢をもつ。

・次にあげる行為があった場合は、保護者の呼び出しや特別指導を行う場合があります。その場合は、御家庭にも連絡いたします。

- 1 法律や法規、条例に触れる行為をしたとき
- 2 行き過ぎた交遊をしたとき
- 3 繰り返し指導や注意をしたが、生活態度に改善が見られないとき